

報道発表資料

平成30年1月4日  
独立行政法人国民生活センター

## 二十歳の君へ

### —消費者トラブルに巻き込まれない成人<sup>おとな</sup>になろう！！—

成人を迎えたみなさんは、これから自らの責任で、さまざまな場面でさまざまな契約をしていくことになります。今後は、契約にあたって親の同意<sup>1</sup>は必要なく、自分の意思で自由に契約することができます。

しかし、自由に契約ができるようになる反面、契約でトラブルになった場合の責任はみなさん自身が負うことになります。成人になったばかりのみなさんを狙い打ちする悪質な業者による消費者トラブルも多数発生しています。

また、今や、スマートフォンやSNSが生活の一部になっていますが、ネット通販でトラブルになったり、SNSで知り合った人にマルチ取引や<sup>もう</sup>儲け話の勧誘をされてトラブルになったりすることもあります。

こうした消費者トラブルの現状をふまえ、これまでも国民生活センターでは若者の消費者トラブルについてお知らせしてきましたが（図）、改めて、契約するにあたって気をつけてほしいことや、成人になると巻き込まれやすくなるトラブルについて、情報提供します。

（図）若者の消費者トラブルに関する啓発例



<sup>1</sup> 未成年者の契約は原則法定代理人の同意が必要（民法第5条第1項）。なお、法定代理人の同意なく未成年者が行った契約は原則取消することができる（民法第5条第2項）。ただし、法定代理人の同意を得た契約の他、自由財産の処分（同第3項）等、未成年者が行った契約であっても取消することができない場合がある。

## 1. 若者に多い消費者トラブルの主な事例（（ ）内は契約当事者の属性）

### 通販

スマートフォンでダイエット用飲料を100円で購入できる期間限定モニターに申し込んだ。利用規約も読んだが定期購入の説明はなかったように思う。後日、申し込んだ覚えのない2回目の商品発送のお知らせがメールで届き驚いた。メールで問い合わせをしたらFAQを参照するようにという簡単な返信がきた。今回の契約は、4回の定期購入で支払総額は2万6,000円になり、途中でやめるには1万円位かかるようだ。業者の電話が繋がらないので、4回目ですめられるのか心配だ。（2017年11月受付、22歳、女性、給与生活者、福島県）

### エステ

脚を細くしたいと思い、人気ブロガーが行ったというエステ店で500円の体験を受けた。施術後に30万円の全身痩身のコースを勧められた。全身は望んでおらず、金額も高額であったため、「支払えない」と答えたところ、「分割もある。1万円位だったら大丈夫でしょう」と言われ、契約してしまった。（2017年10月受付、21歳、女性、学生、東京都）

### 包茎手術

インターネットで見た「包茎手術7万円」という広告を出しているクリニックに行ったところ、保険診療外の特殊な手術が必要と説明され、費用は150万円以上と言われた。「家に帰って考えたい」と何度も言ったが、処置の緊急性や値引きの話が1時間程続き、あきらめて約120万円で契約し、その日のうちに手術した。手術後、患部が充血し腫れたことで別の病院を受診したところ、保険の適用内で手術できたことを知った。強引に勧められその日に手術したことや、高額な請求に納得がいかない。（2017年9月受付、22歳、男性、給与生活者、静岡県）

### 副業サイト

スマートフォンでSNSを見ていて、相談にのるだけで30万円もらえるという副業サイトを見つけた。すぐに会員登録し、運転免許証の画像を送信したところ、相談メールが入り、自分なりに回答を書き返信した。その後、「報酬を振り込む」とメールが届き、銀行口座番号を知らせたところ、振込手数料としてまず5,000円を振り込むように指示があった。あり得ない話だと思いネットで検索したら、詐欺サイトだと書き込みがあった。運転免許証や銀行口座が悪用されないか心配だ。（2017年8月受付、21歳、女性、無職、山口県）

### マルチ取引

SNSで知り合った人から儲かる話があると誘われ興味を持ち、カフェで投資ソフトについて詳しい説明を聞いた。その後、社長の自宅のタワーマンションに呼ばれ、「価格は240万円だが半額の120万円にする。その内60万円は会社負担にするので60万円払ってほしい」と言われた。「お金がない」と断ったが、借り方は教えるので消費者金融で借りればよいと言われ、指示どおり、会社員として年収や借りの目的を偽って借りてしまった。人を勧誘すれば8万円もらえると聞いていたが、説明と異なり簡単には儲からないのでやめたい。

（2017年9月受付、20歳、男性、学生、広島県）

## 2. 新成人へのアドバイス



### 軽い気持ちで契約しない！ネットの情報に流されない！

悪質商法に限らず、日常の買い物も契約です。契約トラブルを防ぐためにも、契約することに責任を持ちましょう。契約前は契約書等をしっかり読み、内容が十分に理解できない場合には契約しないようにしましょう。また、通販などスマートフォンを通しての契約は手軽さの反面、多くの情報に惑わされがちなので、特に注意しましょう。



### その場で契約しない！

体験のつもりでエステに行ったら高額なコースを勧められるなど、思いがけず別の契約を勧められることがあります。「今すぐ決めて」、「この値段は今日だけ」などと契約をせかせて、その場での契約を勧めてくることもあります。後悔しないためにも、その場で契約せず、いったん帰宅して周囲に相談するなど、冷静に考えるようにしましょう。



### もうけ話は信じない！

成人になったばかりのみなさんは悪質商法のターゲットになりやすい傾向にあります。特に、20歳代では「友人も契約すれば紹介料がもらえる」等と誘われるマルチ取引（1人が多くの人を紹介することで組織拡大を図っていく取引）に関する相談が多く、身近な友人や先輩、SNSで知り合った人にマルチ取引や儲け話の勧誘をされることもあります。また、自分自身も友人を勧誘する側になり、大切な友人を失うおそれもあります。簡単に大金を稼げるということはありません。儲け話をうのみにせず、不必要な契約は勇気を出してきっぱりと断りましょう。



### 「お金がない」なら契約しない！

「お金がない」と断っても、事業者から「クレジット契約をすればよい」「お金を借りればよい」などと言われ、高額な契約をさらに勧められることがあります。「お金がない」という断り方は相手につけ入る隙を与えてしまいます。断るときは「契約はしない」とはっきり伝えましょう。

自分の支払い能力を超える契約をすると、支払いに困り、生活そのものが立ち行かなくなることもあります。クレジット契約や借金をしてまで必要な契約なのか冷静に考えましょう。特に借金をさせてまで契約を勧める事業者は信用しないようにしましょう。



### 困ったら消費生活センターに相談する！

契約の勧誘やその後の解約などについて不安になったら、消費者ホットライン「188」\*に電話し、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。契約によっては取り消しや解約ができる場合があります。自分で抱え込まず、早め早めの相談が肝心です。

\*消費者ホットライン：「188 (いやや!)」番

お住まいの地域の市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

**【情報提供先】**

- ・消費者庁 消費者政策課（法人番号 5000012010024）
- ・消費者庁 消費者教育・地方協力課（法人番号 5000012010024）
- ・内閣府 消費者委員会事務局（法人番号 2000012010019）
- ・文部科学省 生涯学習政策局男女共同参画学習課（法人番号 7000012060001）
- ・警察庁 生活安全局生活経済対策管理官（法人番号 8000012130001）